

2011年 月 日

一般社団法人日本考古学協会
会 長 菊池 徹夫 様

氏 名
住 所

会費の免除について（申請）

日本考古学協会会費規則第4条及び会費免除期間の基準第1条並びに第2条に基づき、下記により申請します。

記

- 1 被害の規模（該当する箇所をマルで囲んでください）
 - (1) 全壊・全焼・大規模半壊（会費10年間免除）
 - (2) 半壊・半焼・一部損壊（会費5年間免除）
 - (3) 協会関係刊行物の滅失
・書名及び発行年をお知らせください。ただし、残部の範囲内での対応となりますので、ご了解ください。
- 2 添付書類
上記（1）または（2）を証明する書類（写しでも可）

※ 記載上の留意点

- 1 住所は、郵便等で実際に連絡のつく所にしてください。
(2010年度版名簿と住所が異なる場合は、その旨お知らせください)
- 2 添付書類については、被災証明書またはそれに準ずるもの。
- 3 申請期間は、原則として2012年3月末日迄とします。
- 4 福島第1原発関連は、当面（2）の扱いとさせていただきます。
- 5 不明な点等がありましたら考古学協会事務局までお尋ねください。

〒132-0035 江戸川区平井5-15-5 平井駅前協同ビル4階

一般社団法人日本考古学協会 電話 03-3618-6608

FAX 03-3618-6625

※ なお、お手数でもこの申請についてご存じない会員の方々にもお知らせいただければ幸いです。